

○白馬村健康づくり推進協議会設置要綱

平成20年 5月27日

告示第29号

改正 平成25年 3月29日告示第23号

白馬村健康づくり推進協議会設置要綱

白馬村健康づくり推進協議会設置要綱（昭和58年白馬村要綱第1号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 村民の生活に密着した総合的な健康づくり対策を積極的に推進するため、白馬村健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 総合的な保健計画の策定に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業推進に関すること。
- (3) その他住民の健康づくりのために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の代表者
- (4) 公募による村民
- (5) その他村長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長、副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(分科会)

第7条 協議会は、必要に応じて協議事項の一部について調査、検討作業等を行うために、分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、白馬村特別職の職員で非常勤のものものの報酬に関する条例（昭和34年白馬村条例第3号）及び特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和34年白馬村条例第16号）に定めるところにより支給する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、白馬村健康福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

附 則（平成25年3月29日告示第23号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。